

今回の与党修正案では、インフレによる物価上昇で賃金が上がっても、所得税額がそれ以上の比率で上がり、実質所得が目減りをしてしまうという、いわゆるブラケットクリップ対策と、憲法二十五条の生存権の保障はある程度実現するものと思われまふ。しかし、その内容は、年収を五段階に切り分け、基礎控除額が徐々に減額され、いわゆる中間所得層には恩恵が微々たるものとなっており、国民の生活苦に応えたものとはなっていない。

また、昨年十二月の自民、公明、国民民主党の三党で合意した、いわゆる百三万円の壁は、国民民主党の主張する百七十八万円を目指し、来年から引き上げという内容とはかけ離れていると言わざるを得ません。

さらに、この与党修正案では、個人住民税の所得控除額の上限は十万円引き上げるだけの内容となっており、減税額は全ての所得層で微々たるものであり、この物価高で悲鳴を上げている国民に応えるものになっていないと言わざるを得ません。さらには、個人住民税にまた新たな壁が生まれてしまったのではないだろうか。

私たちは、低所得者だけに對する、低所得者対策を求めているのではなく、全国民が安心してお金を使い、経済の好循環を実現する、そのスタートを切ることを求めたのです。

国民民主党と立憲民主党が共同で提出した軽油引取税の当分の間税率の廃止法案、先ほどの総務委員会でも否決をされてしまいました。この法案は、私も国民民主党が以前から燃料費高騰の即効薬としてその実現を訴えてきたガソリン税のトリガー条項の凍結解除、つまり、暫定税率の廃止と一体の内容となっている修正案でした。特に、軽油価格は、物価高騰の大きな要因となっている輸送費を下げることに伴って、物価高を抑制する

効果が大きい期待できます。

昨年十二月の三党合意の中には、ガソリン税の暫定税率は廃止すると明記をされています。そして、私も、現下の物価高を背景に、令和七年度の実施を再三求めてきました。しかし、昨年末から今に至るまで、与党からは実施時期の明確な提案はありません。来年ではなく、今苦しんでいる国民を助ける、その政策が必要です。

私たちは、納税者目線で、国民の生活を守るため、対決より解決の精神にのっとり、一日でも早く国民の負担を軽くするべく、立憲民主党と共同で、燃料に関わる負担を軽くする、ひいては国民の生活を少しでも楽にするための法案を提出したのです。共に国民負担の軽減に取り組もうではありませんか。

政府は、この軽油引取税の当分の間税率の廃止も、国民の声に真摯に向き合い、早期に実現すべきです。

今まさに、デフレから脱却をし、分厚い中間層を取り戻し、経済の好循環を生み出す、その入口に立っている、そして、これが最後のチャンスかもしれない。

同時に、今苦しんでいる国民生活を救い、もう五十代を迎えてしまった就職氷河期世代を救済し、真に国民生活に寄り添った政策が実現されることを強く強く願って、反対討論へと代えさせていただきます。

御清聴いただき、ありがとうございました。
(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 山川仁君。

(山川仁君登壇)

○山川仁君 いろいろ新選組の山川仁です。(拍手)税金は、お金のないところから取るな、あるところから取れ、それがいろいろ新選組の考えです。今必要なのは、地方に通貨発行権がない以上

は、地方への支援を大胆に行うことで、疲弊をした地方財政を底上げ、国民へ、未来への投資を進めることじゃないでしょうか。

日本国内、大なり小なりの災害で、今なお多くの国民が、一日も早い財政支援、復興を望んでいるところが多くあります。それなのに、今年度の税収も過去最高を更新しているにもかかわらず、その預かった国民からの税金を地方へ還元しない理由も理解できません。本来であれば、税収増を反映して地方に配分できるはずの地方交付税を減額して、借金返済に使っており、物価高騰に苦しむ地方自治体を更に苦しめているではありませんか。

御承知のとおり、令和七年度の税制改正の影響は、令和八年度の住民税に影響していきます。その際に住民税非課税世帯がどの程度増えるのか、国はシミュレーションをしているのかが議論になりましたが、十分な把握はしていないことが判明をしているところです。税制改正が地方の足を引く張るようになってはいけません。

政府は、決まり文句の、財源がと、財源確保の根拠を示せなど言いますが、今国会で石破内閣が国家的殺人未遂として批判されている高額療養費の自己負担引上げについても凍結をされておらず、このまま予算案採決は、国対間での協議も軽視され、許されるわけがありません。

これまでの国家運営のせいで国民はどんどん苦しみ、経済は衰退し、日本の国力は落ちてきたのは周知の事実です。国は税金取り過ぎ、国民は取られ過ぎ。

国民の皆様、知っていただきたいのは、様々な法案でよしあしがありますが、悪いものとまじなものを混ぜた上で可決することになれば、防衛増税など様々な悪法が可決、成立されてしまいます。そのような悪法を混ぜて可決するのではなく、

く、政府案を野党多数で否決し、なお単独という形であれば国民にとってもまだましな法案になるので、いろいろ新選組は、野党第一党へも、そのように国民を向くことを求めています。

地方が元気でこそ、日本全体が活性されるのではないかと。今回の地方税法等の改正は、国レベルの一方的な制度改正が地方に悪影響を及ぼします。

国民が求めていることは、野党が一致して消費税廃止とインボイス廃止を求め、国民をこの地獄から救うことです。

以上の理由から、この法案改正に反対をいたします。

御清聴ありがとうございました。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 辰巳孝太郎君。

(辰巳孝太郎君登壇)

○辰巳孝太郎君 私は、日本共産党を代表して、地方税法等改正案並びに地方交付税法等改正案に対する反対討論を行います。(拍手)

最初に、地方交付税法等改正案についてです。本法案は、地方の一般財源総額を昨年度と実質的に同水準にするルールに従ったものです。物価上昇は税収にも大きな影響を与え、地方税、地方交付税の増額となっていますが、臨時債の新規発行ゼロを優先させれば、必要な一般財源は抑制されてしまいます。一方、物価高騰は地方の各支出経費にも重くのしかかっています。地方財政計画では、一般行政経費、特に単独分は僅かな増額にとどめるなど、住民福祉の向上を図るという自治体の役割を果たせる額は確保されていません。地方の一般財源総額を抑制するやり方は、根本から見直すべきです。

光熱費の高騰、円安の影響による物価高など、国民の暮らしはますます苦しくなっています。最低限の生活需要を満たすため、所得税、住民税の

非課税限度額は、生計費非課税を原則として引き上げるのは当然です。しかし、個人住民税においては、給与所得控除のみにとどまり、基礎控除の引上げを見送っています。減税の恩恵は年収百万円から百九十万円の給与所得者に限られ、年金生活者、個人事業主、フリーランス、非課税世帯、年収百九十万円超の人は取り残されることになります。

企業版ふるさと納税は、自治体間での事実上の税源移譲となつて、地方自治の公平性を損なうだけでなく、自治体と企業の癒着を助長するものです。実際、関連子会社への寄附金の還流、自治体と企業との癒着の実態が明らかになっており、このような制度は廃止すべきです。

現在、日豪部隊間協力円滑化協定によってオーストラリア国防軍に対して行われている軽油引取税と自動車税環境性能割の免除措置の対象国が、省令改正で対象国を追加できるようにします。米軍と連携する軍事的同志国への税制面での支援拡大には反対です。

政府予算案に対する自民、公明、維新の会の三党合意は、国民医療費総額の年間最低四兆円削減が明記されています。過去一年で一兆円を超える医療費削減が行われたときには、各地で医療崩壊が起きました。合意にあるOTC類似薬が保険適用除外になれば、自治体独自の医療費助成の対象外となり、治療を諦めなければならなくなり、健康格差を国民に強要する三党合意を撤回することを求めて、反対討論といたします。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) これにて討論は終局いたしました。

○議長(額賀福志郎君) これより採決に入ります。まず、地方税法及び地方税法等の一部を改正す

る法律の一部を改正する法律案につき……(発言する者あり)

今、議運が相談していますので、少々お待ちください。

それでは、採決に入ります。まず、地方税法及び地方税法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

次に、地方交付税法等の一部を改正する法律案につき採決いたします。

本委員長の報告は修正であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(額賀福志郎君) 起立多数。よつて、本案は委員長報告のとおり修正議決いたしました。

○鈴木隼人君 議事日程追加の緊急動議を提出いたします。

内閣提出、所得税法等の一部を改正する法律案を議題とし、委員長の報告を求め、その審議を進められることを望みます。

○議長(額賀福志郎君) 鈴木隼人君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○議長(額賀福志郎君) 御異議なしと認めます。よつて、日程は追加されました。

所得税法等の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(額賀福志郎君) 所得税法等の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。財務金融委員長井林辰憲君。

所得税法等の一部を改正する法律案及び同報告書
〔本号(二)に掲載〕

〔井林辰憲君登壇〕
○井林辰憲君 ただいま議題となりました法律案につきまして、財務金融委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整対策、地域経済の好循環の実現、国際環境の変化への対応等の観点から、所得税の基礎控除の控除額及び給与所得控除の最低保障額の引上げ並びに特定親族特別控除の創設、中小企業経営強化税制の拡充、防衛力強化に係る財源確保のための防衛特別法人税の創設等を行うものであります。

本案は、去る二月十四日、本会議において趣旨説明及び質疑が行われた後、当委員会に付託され、同日、加藤財務大臣から趣旨の説明を聴取した後、質疑に入り、十八日には、立憲民主党・無所属から修正案が提出され、趣旨の説明を聴取り、二十五日から本案及び修正案を一括して質疑を行いました。

二十八日には、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案により、所得税の基礎控除等の特例を創設すること等を内容とする修正案が、昨三月三日には、立憲民主党・無所属及び国民民主党・無所属クラブの共同提案に係る修正案がそれぞれ提出されました。

本日、立憲民主党・無所属提出の修正案について撤回を許可し、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案に係る修正案並びに立憲民主党・無所属及び国民民主党・無所属クラブの共同提案に係る修正案についてそれぞれ趣旨の説明を聴取した後、本案及び両修正案について質疑を行い、引き続き石破内閣総理大臣に対する質疑を行った後、質疑を終局いたしました。

質疑終局後、両修正案について内閣の意見を聴取した後、本案及び両修正案を一括して討論を行い、順次採決いたしましたところ、立憲民主党・無所属及び国民民主党・無所属クラブの共同提案に係る修正案は賛成少数をもって否決され、自由民主党・無所属の会及び公明党の共同提案に係る修正案並びに修正部分を除く原案はいずれも賛成多数をもって可決され、本案は修正議決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が付されましたことを申し添えます。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(額賀福志郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。三角創太君。

〔三角創太君登壇〕
○三角創太君 立憲民主党の三角創太です。私は、会派を代表して、ただいま議題となりました所得税法等の一部を改正する法律案について、反対の立場から討論いたします。(拍手)

本法案の審議に当たり、私たち立憲民主党は、税への納得と信頼を取り戻し、能力に見合った負担を求めることの基本的な考え方の下、四項目の修正と複数の検討事項を盛り込んだ修正案を国会に提出し、その実現を求めてきました。

第一に、ガソリンの暫定税率の廃止です。